

四国中央市農業振興条例
【制定に当たっての考え方及び解説】

令和5年9月

目 次

はじめに 3

【解説】

前 文 3

第1条 目的 4

第2条 定義 4

第3条 基本理念 5

第4条 市の責務 5

第5条 農業者の責務 6

第6条 農業関係団体の責務 6

第7条 事業者の責務 6

第8条 市民の責務 7

第9条 基本方針 7～11

第10条 基本計画 11

第11条 委任 11

はじめに

この解説は、「四国中央市農業振興条例」を適正に運用することと条文の内容や意義を分かりやすく読めるよう定められたものです。

本条例は、市の農業振興全般に関わる基本となる条例として、市内の農業関係団体などの協力を得ながら検討が進められ、四国中央市議会の委員会提出議案として上程され、令和5年9月に成立しました。

前 文

世界的な食料問題に対する懸念の広がりを始めとして、食料確保の面においても安全で安心な国産の農畜産物の価値及び国内での生産の重要性が広く認識されている中、農業を取り巻く情勢は、少子高齢化、人口の減少、担い手の不足、輸入される農畜産物の増加、有害鳥獣による農畜産物の被害、遊休農地の増加等により極めて厳しいものとなっている。

このため、本市においても農業経営の安定及び生産性の向上を図り、持続可能な農業経営を確立させるとともに、食育に根ざした地産地消を推進しながら、安定的な食料供給の達成にも貢献している重要性に鑑み、活力ある農業の振興に取り組む必要がある。

わたしたちは、本市の農業の振興における様々な課題を解消し、持続的な発展を図るため、この条例を制定する。

【解説】

条例制定の背景や趣旨、条例全体についての考え方を示したもので、各条項の運用や解釈上の指針となるもの。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、農業の振興に関し、市、農業者、農業関係団体、事業者及び市民の責務を明らかにし、農業の振興に関する施策（以下「施策」という。）の基本方針を定め、施策の計画的な推進を図ることにより、本市における重要な産業の一つである農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本市の農業振興における様々な課題を解消し、さらに持続的な発展を図ることを目的とすることを規定したもの。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農畜産物 農産物及び畜産物をいう。
- (2) 地産地消 市内で生産される農畜産物及びその加工品（以下「農畜産物等」という。）を市内で消費することをいう。
- (3) 農業者 農業に従事している個人又は農業を営む法人をいう。
- (4) 農業関係団体 うま農業協同組合、愛媛県農業共済組合その他の農業団体をいう。
- (5) 事業者 農畜産物等を利用し、又は販売する事業を営む個人及び法人をいう。
- (6) スマート農業 ロボット技術、情報通信技術等を活用した農業をいう。
- (7) 農業の有する多面的機能 国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成、食文化の伝承その他の農業生産活動が行われることにより生ずる農畜産物等の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

【解説】

この条例における用語の意味を明らかにしているもの。

・農業の有する多面的機能について

機能の一例…水田が雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防ぐ働きや、多様な生物を育み、景観による心の安らぎをもたらす働き等の多面にわたる機能がある。

関係法令…農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第1項

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 農業は、人間の生命を維持するために欠くことができない食料の安定的な供給の達成に貢献している重要な産業であることに鑑み、本市の特性に応じて農業経営の安定及び生産性の向上を図り、持続可能な農業経営を確立させるとともに食育に根ざした地産地消を推進し、安全で安心な農畜産物等が供給されるようその持続的な発展が図られなければならない。

【解説】

農業の振興に当たっての基本的な考え方を示したもの。

地産地消・食育については、本市において、『食育』に根ざした『地産地消』を推進する都市宣言を掲げており、食料自給率の向上に寄与するため「地産地消」を推進し、消費者と生産者が信頼関係を構築し、地域社会の活性化を目指し、豊かな食文化の継承と発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の実現を図ることとしている。

第4条 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、県その他の関係機関との連携に努めるものとする。

【解説】

市が果たすべき役割について規定したもの。

市の役割は、農業振興に関する様々な施策を実施することと、その実施に当たり必要な財政上の措置を講ずるよう努めることも含まれるもの。

・その他の関係機関

主に第2条（定義）第2号の農業関係団体及び第3号の事業者を指している。

第5条 農業者の責務

(農業者の責務)

第5条 農業者は、自らが安全で安心な農畜産物等の生産及び供給並びに活力ある地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

農業者が果たすべき役割について規定したもの。

安全・安心な食料の確保は市民生活に最も身近で切実な願いの一つであるため、農業者には市民の願いに寄り添い、安全・安心な農畜産物の生産と供給に努めることを求めるもの。

第6条 農業関係団体の責務

(農業関係団体の責務)

第6条 農業関係団体は、基本理念にのっとり、農業の振興を図り、農業者に必要な農業に関する情報を提供し、農業者の経営の安定及び生産の支援並びに農業技術の向上のための環境の整備を行い、農畜産物等の販路の開拓及び事業者との連携に努めるものとする。

【解説】

農業関係団体が果たすべき役割について規定したもの。

- ・農業者の経営安定及び生産の支援
農業者の所得向上や農業生産活動を支援することを指している。

第7条 事業者の責務

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地産地消を通じて農業の振興に協力するよう努めるものとする。

【解説】

事業者が果たすべき役割について規定したもの。

第8条 市民の責務

(市民の責務)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、農業が果たす役割について理解と関心を深め、地産地消を通じて農業の振興に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民が果たすべき役割について規定したもの。

- ・ 農業が果たす役割について理解と関心を深める

農業が果たす役割については、人間の生命を維持するために欠かせない食料の安定的な供給に貢献し、健康で充実した生活の基礎となる役割のほか、農業が有する多面的機能の重要性についての理解と関心を深めることを指している。

第9条 基本方針

(基本方針)

第9条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に従い、立地条件その他の地域の状況を踏まえて行うものとする。

- (1) 担い手の確保及び育成につながるものであること。
-

【解説】

四国中央市農業振興センターの相談体制を活用し、新たに農業を始めたい者、企業等に対し、生産技術の習得及び向上、経営相談など必要な施策を講じ、担い手の確保・育成を図ることを求めるもの。

- (2) 農地の流動化、担い手への利用の集積等により遊休農地の発生を防止し、及び解消し、農地の有効利用の推進につながるものであること。
-

【解説】

農地中間管理機構（農地集積バンク）等を活用し、農地を担い手へ集積し、集約化する取組のほか、優良農地を保全するため、遊休農地の利用促進を図るとともに、遊休農地の発生を防止するための取組等を求めるもの。

(3) 農地、農道、農業用水その他の農業の生産基盤の確保につながるものであること。

【解説】

良好な営農条件を備えた農地や農業用水の確保と有効利用、次世代への継承が必要とされる中で、農道、農業用排水施設などの農業の生産基盤を確保・整備するとともに、それらの長寿命化等による強靱化を図ることを求めるもの。

(4) 新鮮で安全かつ安心な農畜産物等の生産の拡大並びに市民生活のあらゆる場面での地産地消及び食育の推進につながるものであること。

【解説】

自然環境にも配慮した農畜産物の生産を始め、田植えや稲刈りなどの農業体験やイベント、食品ロスについてなどの食に関する知識の習得、子ども食堂との連携等による地産地消及び食育の推進を図ることを求めるもの。

なお、本市では特別栽培農産物（減農薬減化学肥料）として栽培された「うまさだち」が市内の給食用の米として供給されている。

(5) 有害鳥獣による被害を防止するための地域の体制づくりにつながるものであること。

【解説】

本市の農作物等に被害を及ぼす有害鳥獣は、イノシシ、サル、シカなどである。鳥獣害対策を担う人材の確保・育成や、捕獲組織の強化、ICTを活用した捕獲活動の支援など、地域や猟友会、農業関係団体等が連携した体制づくりを求めるもの。

(6) 地域の特性を生かしたブランド化及び六次産業化の取組により農畜産物等の付加価値の向上につながるものであること。

【解説】

さといも、やまのいも、茶などの市産農畜産物やその加工品の生産振興を図りながら、ブランド化の推進、六次産業化を通して、その付加価値の向上に向けた一体的な取組体制の構築を求めるもの。

・六次産業化

一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組（「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）前文より）

(7) 情報の発信及び販路の拡大による収益性の高い農業の推進につながるものであること。

【解説】

病虫害対策、栽培技術などの情報を農業者に提供し、安定生産・品質向上に向けた生産を促すとともに、市、農業関係団体、事業者等の連携による広報活動など、県内外を始めとしたグローバルな販路拡大に向けた積極的な取組を求めるもの。

(8) 有機農業その他の化学的に合成された肥料及び農薬の使用を低減した農業の推進並びに当該農業により生産される農畜産物等に係る認証の取得の促進につながるものであること。

【解説】

有機 J A S 認証を始め、「エコえひめ」（愛媛県特別栽培農産物等認証制度）の認証を取得するなど、環境にやさしい農業を推進することを求めるもの。県において有機農業転換支援事業などが実施されている中で、市においても有機農業者への支援等の積極的な取組を求めるもの。

- ・有機 J A S …コーデックス(食品の国際規格を定める機関)のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。
 - 有機農産物にあつては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培
 - 有機畜産物にあつては、有機農産物等の給与、過剰な動物医薬品等の使用の制限、動物福祉への配慮等により飼養
 - これらの生産に当たっては、遺伝子組換え技術は使用禁止 など

- ・エコえひめ（愛媛県特別栽培農産物等認証制度）…化学合成農薬・化学肥料を県が定めた基準から5割又は3割以上削減し、生産情報を公表し適正な管理体制のもとで生産された農産物を県が認証する制度。

(9) スマート農業その他の先端技術の活用により農業者の生産性の向上につながるものであること。

【解説】

最新技術の活用により、生産性の向上に努める農業者に対する支援等を求めるもの。

(13) 農業を通じた市民の交流の機会を増進し、市民が農業に対する理解と関心を深め、市民農園等の整備の推進その他必要な取組につながるものであること。

【解説】

農業体験や産業祭などのイベント等、市民が参加し、農業に対する理解と関心を深めることのできる交流事業等の展開を求めるもの。

第 10 条 基本計画

(基本計画)

第10条 市長は、前条に定める基本方針に従い、農業の振興の基本となる計画を定めるものとする。

【解説】

第9条（施策の基本方針）に基づき基本計画を定めることについて規定したもの。

基本計画の策定に当たっては、本市の総合的な農業振興対策を進める拠点施設として設置した「四国中央市農業振興センター運営協議会」における策定を求めるもの。また、計画の素案の検討を行う同協議会の推進会議においては、認定農業者、青年農業者、女性農業者、学識経験者等の意見を聴取するなど、市民の意見を反映することを求めるもの。

第 11 条 委任

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条は、条例の施行に当たり、必要な事項を別途定めて運用することを規定するもの。